

「新しい生活様式」対応技術・製品開発支援補助金

募集開始のご案内

■ 中小企業者等の皆様の「新しい生活様式」に対応した新技術・新製品開発に要する経費に対して、補助金（500万円/件、200万円/件 補助率 1/2）を交付します！！

■ 採択予定数 **500万円枠**：若干数
200万円枠：8件程度

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者は補助率 **3 / 4** となる可能性があります。

対象となる新製品の例

- 独自の感染予防製品（マスク、つい立、空気浄化装置、換気システムなど）
- 非接触・遠隔環境整備に係る新製品
- 巣ごもり需要に対応した食品加工業者によるレトルト・冷凍食品などの長期保存対応食品開発
- テレワーク等自宅環境整備に係る製品開発（折り畳み収納デスク、簡易設置対応ブースなど）

補助対象経費

材料・消耗品費、外注費^{※1}、直接人件費、外部講師受入費、旅費^{※2}、機械装置費、その他経費^{※3}

※1 新製品開発の根幹に属する研究開発要素のある外注は対象外です。

※2 海外への旅費は対象外です。

※3 新製品をPRする展示会への出展費、新製品に関する特許の出願費用等が対象です。

補助対象者

- 県内に主たる事業実施場所となる事業所（本社を含む）を有する中小企業者ならびに中小企業等協同組合
 - ※ 「主たる事業実施場所」とは、応募された事業計画において主要な開発を実施する場所のことです。
 - ※ 自社で製品の企画等のみを行い、それを形にするための開発行為を外部へ委託する事業計画は対象外です。

要件

- 新型コロナウイルス感染症対策や「新しい生活様式」に対応した新技術・新製品開発であること
- 新製品開発の体制が整っていること
- 新製品の創出が見込める開発であること
- 事業化までの計画があり、数年後に売上が見込める開発内容であること
 - ※ 自社固有技術による試作開発が必要。開発や製造を他社に委託し、自社の関与は企画のみとみなされるものは対象外。

募集期間：令和3年2月26日(金)～**4月30日(金)17時まで**（時間厳守）

提出先・問い合わせ先：福岡県商工部中小企業技術振興課

（住所：福岡市博多区東公園7-7 電話：092-643-3433）

『令和2年度2月補正「新しい生活様式」対応技術・製品開発支援補助金 募集要項』を
必ず熟読のうえご応募ください

補助対象経費

次の条件を全て満たすもの。

- ・使用目的が新技術・新製品の開発に必要なものと明確に特定できる経費
- ・交付決定日以降に発生した経費
- ・証拠資料等によって金額が確定できる経費
- ・次に掲げる経費

材料・消耗品費、外注費、直接人件費、外部講師受入費、旅費、機械装置費、その他経費

採択審査

提出書類について、下記の視点により有識者等で構成される審査委員会において総合的に判断し、採択を決定。

- ・「新しい生活様式」に対応した技術・製品であるか
- ・新技術・新製品が創出される可能性
- ・開発体制および技術的能力の妥当性
- ・自社技術・開発技術の優位性
- ・事業計画、売上見込みの妥当性

※加点項目があります。詳しくは募集要項をご確認ください。

※審査終了後、全応募業者に対して、採択又は不採択の結果を通知します（6月上旬の予定）

申し込み方法

令和3年4月30日17時（必着）までに郵送又は持参により下記書類一式を提出。

■提出書類

- (1) 開発計画書
- (2) 新製品開発概要説明書及び補足資料
- (3) 経費内訳書
- (4) 企業概要説明書
- (5) 役員名簿
- (6) 暴力団排除に係る誓約書
- (7) 履歴事項全部証明書（法人の場合）
住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号不記載のもの）（個人の場合）
- (8) 直近の決算書（損益計算書及び貸借対照表等）（法人の場合）
直近の確定申告書の写し（個人の場合）
- (9) 経営革新計画の写し及び当該計画の写し（加点を希望する場合）
- (10) 他の補助事業における事業提案・実施状況について（該当する場合）

※必要な部数・製本方法は募集要項をご確認ください

■提出先

中小企業技術振興課

補助対象期間

交付決定の日から令和4年3月1日までの間の事業完了日まで。

新型コロナウイルスの影響を受けた事業者

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けた事業者*は、**補助率が3/4**となるように上乘せします。

*売上高等が前年または前々年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年または前々年同期と比較して15%以上減少することが見込まれる中小企業者等。
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、上記の条件は変更となる場合があります。

■提出書類（採択決定後）

- (1) 申請書（様式は採択決定後にご案内します）
- (2) 売上高等の減少についての報告書・根拠資料（売上台帳、残高試算表等）又は市町村の認定書（写）

■問い合わせ・提出先 中小企業技術振興課

お問い合わせ先・応募書類提出先

福岡県商工部中小企業技術振興課 技術支援係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL: 092-643-3433 E-mail: chugi@pref.fukuoka.lg.jp

※本チラシや募集要項だけでは不明な個別相談は、こちらへご相談ください。

応募書類等の様式は、福岡県のウェブサイトにも掲載しますのでご参照ください
トップページ > しごと・産業 > 中小企業 > 経営・技術支援 > 令和2年度2月補正
「新しい生活様式」対応技術・製品開発支援補助金のご案内
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/corona-hojyokin.html>

